



はい！こちら消費生活センターです

「しつこい電話勧誘販売にご注意！」

Q

数日前に税金対策になる保険に入らないかと職場に電話がかかってきた。やんわりと断ったが、またかかってきて話だけでも聞いていただけないかと言われたので「日にちがあえば・・・」と言って電話を切った。数日後またかかってきたので断ったところ、すごまれ、その後も嫌がらせのようにしつこく電話がかかってきて困っているがどうすればよいか。携帯電話からかかってきており、会社名は聞いていない。

(51歳男性)

A

このように保険などの勧誘電話がしつこいという相談は多く寄せられています。2009年12月に「特定商取引法」が改正され、電話勧誘販売、もしくは訪問販売の場合、消費者が「いらない」「興味がない」とはっきり勧誘を断った場合には、業者が引続き勧誘したり、再度勧誘してはいけないことになりました。

(再勧誘の禁止) この規定に反した場合はその業者は業務停止命令などの対象となります。この相談では、次に電話がかかってきたら会社名、連絡先、担当者名を聞いてはっきり断ったうえで、「再勧誘は禁止されている」と消費生活センターから聞いたと言って電話を切るように助言しました。これから特に年末にかけて悪質商法(ニセ電話詐欺など)が多くなりますのでご注意ください。

(相楽消費生活センターの休館は12月29日から1月3日までです。)

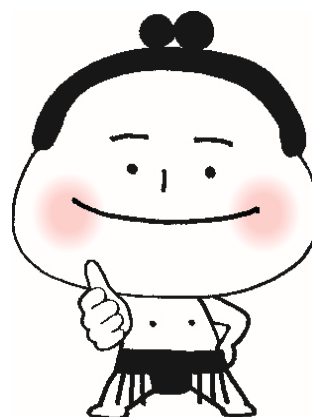
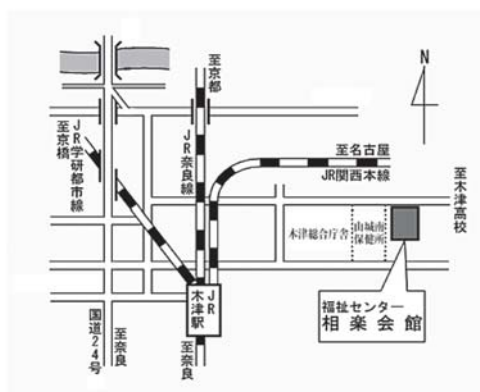
消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ(電話又は来所)

☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188(いやや!)番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時
（※H30.4から相談時間が変更になっています。）
住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる